

軽度者への福祉用具貸与の取扱いについて

福祉用具貸与品目のうち、①車いす及び車いす付属品、②特殊寝台及び特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具及び体位変換器、④認知症老人徘徊感知機器、⑤移動用リフト(つり具の部分を除く)、⑥自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、軽度者(要支援1・2、要介護1の利用者、⑥は要介護2・3も含む)に対して貸与した場合、原則として**保険給付対象外**となっています。

但し、次の表のとおり、例外規定により貸与品目に対して**基本調査結果**が該当する利用者については、保険給付として貸与することができます。

【表1】

貸与品目	厚生労働大臣が定める者	認定・基本調査の結果
ア 車いす及び付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7 歩行 (※) - 3「できない」
イ 特殊寝台及び付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4 起き上がり - 3「できない」 1-3 寝返り - 3「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り - 3「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	3-1 - 1「意思を他者に 又は3-2～7 伝達できる」以外 のいずれか - 2「できない」 又は3-8～4-15 のいずれか - 1「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 2-2 移動 - 4「全介助」以外
オ 移動リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8 立ち上がり - 3「できない」 2-1 移乗 - 3「一部介助」 又は4「全介助」 (※)
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	2-6 排便 - 4「全介助」 2-1 移乗 - 4「全介助」

(※)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査項目がないため、医師の意見及びサービス担当者会議等、適切なケアマネジメントで判断した上で保険給付対象とする。

また、基本調査結果による貸与ができない利用者のうち、**特殊寝台及び付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、自動排泄処理装置**については、次の1～3の条件がすべて当てはまる場合には保険給付対象とすることができます。

1、医師の医学的所見によって利用者の疾病その他の原因により i ~ iii の状態像のいずれかに該当すると判断されること

【表2】

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに、福祉用具が必要な状態に該当するに至ることが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

2、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによって福祉用具貸与が特に必要と判断されること

3、貸与するにあたり、確認書等を提出し保険給付の対象として区から確認通知を受理していること

ケアマネジャーから次の①～④の書類が提出された場合に、福祉用具貸与の可否を判定します。

《確認書等提出書類》

- ① 「軽度者に対する福祉用具貸与の確認書」 — 担当ケアマネジャーにおいて必要事項を記入
- ② 医師の医学的な所見が確認できる書類 (次のいずれかを提出)
 - ア 主治医意見書
 - イ 医師の診断書 — 依頼に当たっては福祉用具の貸与(特殊寝台及び付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、自動排泄処理装置)について、医師への説明をすること。
 - ウ 「軽度者に対する福祉用具に関する医師の所見」 — 医師からの聞き取りによりケアマネジャーが作成

③ アセスメント及びサービス計画について確認できる書類

- 要支援 — 介護予防サービス支援計画表(A表からC表)
- 要介護 — 居宅サービス計画(第1表から第3表)

↓
要支援の場合は介護予防サービス支援計画表(B表)で兼ねることができる

- ④ 福祉用具の必要性についてのサービス担当者会議、もしくは照会内容の経過がわかる書類
 - 要支援 — サービス担当者会議の要点(E表別表)
欠席者への照会内容の記載がない場合には、介護予防支援経過記録(E表)
 - 要介護 — サービス担当者会議の要点(第4表)
欠席者への照会内容の記載がない場合には、居宅介護支援経過(第5表)等の書類

《書類の提出方法》

- 要支援 → 地域包括支援センターから給付係に提出
- 要介護 → 各指定居宅介護支援事業所から給付係に提出

確認書受理後、福祉用具貸与の可否を判断し、判定結果をケアマネジャー宛に送付します。
判定結果が「可」の場合、申請月(確認書提出日の月の初日)からの保険給付となります。